



## 第1回権利擁護勉強会「親なき後の法定後見制度と民事信託」の開催

一般社団の設立の大きな目的の一つである権利擁護事業の一つとして、7月22日(水)に第一回勉強会を開催しました。新型コロナウイルス感染拡大の兆しが再び現実のものとなりつつある時期でしたので、開催場所の《うめとびあ》の感染防止対策に沿って、法人としても可能な限りの感染予防対策を講じての実施でした。三密を防ぐため定員に制限があるので、今回は法人のHPをご覧になった方やこれまで相談を受けた方で比較的年齢の高い方を対象とさせていただき、親の参加は理事を含め16名でした。初回は親なき後の法定後見制度と民事信託をテーマに定め、今後お世話になる若いお2人の弁護士さんを紹介することもできました。



### 根本雄司(ねもとゆうじ) 弁護士

弁護士法人おおどり総合法律事務所(10月から(弁)港大さん橋法律事務所と変更)神奈川県弁護士会成年後見センターみまもり運営副部長を務め、日本弁護士連合会の高齢者・障害者権利支援センター委員の他、信託センター副センター長を務める。家族に高齢者や障がい者を抱える立場から、支援者のみならず金融機関とも連携した財産管理を提案する。



### 高辻庸子(たかつじようこ) 弁護士

弁護士法人北村・加藤・佐野法律事務所。東京家庭裁判所家事調停委員。東京弁護士会子どもの権利委員会委員。家庭内の問題を扱うことが多く、その中で障害者が関わる案件も相当数担当してきた。地域の中で障害者とその家族が安心して生活するためには、本人の生活を家族だけでなく地域で支えていくことが必要であり、成年後見や親亡き後の問題だけでなく、様々な分野で、気軽に相談できる弁護士として積極的に関わっていきたくと考えている。

根本先生からは「親なき後の法定後見制度と民事信託」についてお話を伺いました。高辻先生からはご自分が後見人として実際に取り組まれていること、後見人の思いなどをお聞きしました。

これまで親の会活動の中で親亡き後に備え、成年後見制度や横浜市後見的支援制度の勉強会等を継続して開催。「親亡き後は親あるうちに」という言葉を十分意識してはいる私たちですが、実際にはどの様な順序でどのように動き出したらいいかを模索しているのが現状ではないでしょうか。

- ・特にひとりっ子の場合には、親なき後には後見人は必要になる。
- ・後見制度は後見、保佐、補助と3類型があり、後見人は被後見人の財産管理と身上保護が業務である。後見人となる候補者を決めるには、お見合いから結婚に至る流れのように、親が元気なうちに候補者と本人・家庭が理解し合う期間を持ち、良い後見人に育てていくことができればいい。

- 信託には民事信託と商事信託、後見支援信託、支援預貯金、特定贈与信託、生命保険信託等いろいろな種類がある。

民事信託の場合、受託者のなり手が見つかるかどうかのカギであり、将来的には、後見制度の財産管理には信託を上手に組み合わせることが親亡き後に残された本人にとっては安心につながるというお話でした。

### ● 高辻先生が担当する後見事例

入所施設を定期的に訪問し一緒に食事やお買い物をすることもあり、被後見人を見まもり寄り添っている関係は我々親が正に後見人に望む姿だと感じました。後見人として2年が経ち被後見人のお母様が亡くなられご葬儀に参列された時には、お母様から自分に本格的にバトンタッチされたのだなあとしみじみ感じたそうです。

### ■ つながりラボより

初めての勉強会でしたが、信託について今までとは別の視点から考える機会となった、後見制度についてもとても理解やすかった、後見人の候補者選びの大切さを感じたという感想を頂きました。今後はお2人の弁護士さんを軸に、ニーズを感じる方が気軽に参加できる・話し合える・質問ができる小さな勉強会を継続して開催していく予定です。

お問い合わせは下記まで